

「解体工事」の競争入札参加に関する注意事項

1. 令和元年 5 月までに徳島市が実施する解体工事における競争入札参加資格審査申請を行っていない業者

- (1) 本市の有資格者名簿に登載されてから 2 年以上経過した後に、「解体工事」の一般競争入札に参加することが可能となります。ただし、令和元年 5 月以前に登載されている業者は、起算日を令和元年 6 月 1 日とします。
- (2) 本市の有資格者名簿に登載されてから 1 年以上経過した後に、「解体工事」の指名競争入札に参加することが可能となります。
ただし、他工種で指名を受けている場合は、この限りではありません。
- (3) 初めて「解体工事」の競争入札に指名されてから 1 年間は、発注金額に制限があります。
- (4) ただし、新規指名要望書を提出後 1 年を経過しても入札に参加できる工事の指名がなかった場合は、新規指名要望書を提出後 1 年を経過後に初めての指名があったものとみなします。

※ 指名競争入札に参加する場合、新規指名要望書の提出が必要です。

2. 令和元年 5 月までに徳島市が実施する解体工事における競争入札参加資格審査申請を行い、認定通知書を受理している業者

- (1) 認定後 2 年以上経過した後に、「解体工事」の一般競争入札に参加することが可能となります。
- (2) 認定後 1 年経過後、「解体工事」の指名競争入札に参加することが可能となります。
ただし、2 年目は発注金額に制限があります。

※ 1 年目の途中で令和元年 6 月 1 日を迎えた場合（＝平成 30 年 7 月以降に認定された場合）、同日付けで「解体工事」の指名競争入札に参加することができますが、初めて競争入札に指名されてから 1 年間は発注金額に制限があります。

ただし、認定後 1 年を経過しても入札に参加できる工事の指名がなかった場合は、認定後 1 年を経過後に初めての指名があったものとみなします。